

項目	いただいた主なご意見	国土交通省・厚生労働省の考え方
【法第2条 関係】住宅 の定義	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の設備について、台所とは、食器、ガスコンロ等厨房設備がなくてもよいのか、浴室とは、シャワーだけでも認められるのか、トイレとは、和式でもよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の設備要件である「台所」、「浴室」、「便所」、「洗面設備」は、必ずしも独立していなくてはならないというものではありません。 ○ 例えば、いわゆるユニットバス（3点ユニット）のように、一つの設備が複数の機能（浴室、便所、洗面設備）を有している場合であっても、それぞれの上記設備が設けられているものとして認められます。 ○ また、これらの設備については、一般的に、それぞれの機能が認められるものであれば足りるものと考えられ、具体的には、ガイドライン等において示していく予定です。
	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる「別荘」は、賃貸物件とされている場合を除き「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」等には該当しないので、「住宅」になり得ないということか。 随時所有者又は賃借人の居住の用に供されている家屋の判断基準を示してもらいたい。 生活の本拠としての設備を有する企業が所有する社宅・寮・保養所も「住宅」に含めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる別荘については、省令で規定する「随時所有者又は賃借人の居住の用に供されている家屋」であり、法第2条2号の要件に該当するものと考えられます。また、当該家屋の考え方については、ガイドライン等において示していく予定です。
	<ul style="list-style-type: none"> 「入居者の募集が行われている家屋」について、住宅宿泊事業の実施期間中も、常に適正な価格で募集を行い、入居者の応募があった場合は住宅宿泊事業を止め、賃貸住宅として提供することと、届出時のみならず、常 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「入居者の募集が行われている家屋」の場合、住宅宿泊事業の届出時には、当該募集が行われていることを証する書類等を求めて確認することとしております。また、事業開始後には、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、各自

	<p>に入居募集を行っていることを確認できる書類の定期的な提出を政省令に明記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民泊目的のみで嘘の募集をしている人ばかりが増えてしまう可能性が高い、もし借りたいという人がいた時に既に家具等が設置されたものを撤去して賃貸させる人はいない。虚偽の募集をしている人ばかりができれば嘘の広告になる。これでは新築でもできてしまう。新築から2年は住宅宿泊事業ができなくした方が良い。 ・ 賃貸住宅として建設（新築）したものを住宅宿泊事業に転用する場合は、一定期間の入居者募集が行われていなければならないとあるが、一定期間の具体的な期間提示が必要ではないか。 	<p>治体が住宅宿泊事業者に対し、報告徴収等を行うことができることとしております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人を宿泊させる日数の算定について、正午を基点とすると、実際は360日営業できることとなるのではないか。24時間営業に使わない日を180日確保すべきではないか。 ・ ホテルについては、例えば、チェックインは15時から、チェックアウトは翌日の11時までが1日算定である。正午を基点とすると、1泊2日であるにもかかわらず2日算定となってしまうので、一般的なホテルと同様な日数算定としてほしい。 ・ 正午よりも早く住宅の利用を開始した場合や、宿泊した翌日の正午を超えて住宅を利用した場合の算定がど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間提供日数のカウント方法については、通常の宿泊施設では、午後にチェックインし、翌日の朝にチェックアウトするのが一般的であることを踏まえ、通常の宿泊サービスを1回提供する機会を1日と捉えたものです。 ○ この場合、旅館・ホテル等は、365回通常の宿泊サービスを行うことが可能である一方、住宅宿泊事業では、これが180回までと、半分未満しかできないということとなります。 ○ このように、人を宿泊させる用途には1年の半分未満しか用いられておらず、宿泊に用いる施設が住宅であると言えることができると考えております。 ○ 住宅宿泊事業法において、「人を宿泊させる営業」については、

<p>うなるのかが不明確である。仮に、実際には1日しか宿泊をしていないにもかかわらず、上記のような場合に2日と計算されると、フレキシブルな時間帯で施設を利用したいという多様な宿泊ニーズへの対応を萎縮させる懸念がある。「1日」を正午から翌日の正午までの期間とするとしても、宿泊（寝具を使用して施設を利用すること）が1度である場合には、「人を宿泊させる日数」の算定としては、上記のような場合であっても「1日」とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰がこの時間を管理するのか。1日の解釈を1泊に変えるための苦肉の策としか思えない。12時を超えてオーバーステイした際はそのオーバーステイも1日とみなすという事で良いのか？実効性が無いとしか言いようがない。 ・ 住宅宿泊事業の年間提供日数の運用については、1年間で実際に宿泊料金が発生した日数を算定するルールとすることをお願いしたい。 ・ 合計の日数ではなくあらかじめ届け出た「期間」で営業させるべき。そうでなければ営業日数を客観的に捕捉することが容易ではない。 ・ 住宅宿泊事業を年間180日以下とすれば、事業として成り立たないため、年間提供日数制限を無くして欲しい。 	<p>実際に人を宿泊させた日数で算定する必要があると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅宿泊事業とは、住宅において、一時的に人を宿泊させる事業が実施されるものであり、日数制限を受けることなく人を宿泊させる事業を行う場合には、旅館業法に基づく許可を受けていただく必要があります。 ○ 人を宿泊させる日数を年間180日を超えないものとする事で、1年間の過半は、宿泊事業が行われないこととなり、宿泊に用いる施設が住宅としての性質を確保できるものと考えております。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> 180日規制については、ホームシェア普及の足かせになることが懸念されることから、将来的な見直しが検討されるべき 	
	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の過去の通達等に従い、そもそも旅館業法の「宿泊」に該当しない場合（例：1ヶ月を超える期間において貸し出され、施設の衛生上の管理責任が入居者にある等）には「人を宿泊させる日数」にカウントされないという理解でよいか。 施設を貸家として賃貸することは、人を宿泊させることに該当しないと理解できる。御庁との理解との齟齬如何。 	<p>○ 住宅宿泊事業法は、一定の要件を満たすことで旅館業法の規定にかかわらず住宅宿泊事業を営むことができることを定めており、そもそも旅館業法の「宿泊」に該当しない行為を規制するものではありません。また、旅館業とアパート等の貸室業との区分の考え方については、従来より厚生労働省から示されているところです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 民泊物件において、現行法で禁止されていない時間貸し（会議室やパーティー利用など）が妨げられないようにすべき。 民泊物件において、現行法で禁止されていない会議室や撮影、パーティー利用などの時間貸しが妨げられないようにすべきである。 	<p>○ 住宅宿泊事業においては、「人を宿泊させる事業」を行っていても一定の制約の範囲内であれば、当該家屋を建築基準法上の「住宅」として扱うこと等を定めており、住宅宿泊事業として人を宿泊させている期間以外の期間において、他の様々な事業に供されている家屋も同様に「住宅」として扱おうとするものではないと考えております。</p>
【法第3条 関係】届出	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の図面は、手書きのものでよいか。 単に住宅の図面だけでは不十分で、縮尺や敷地内の配置、記載すべき事項を明確にすべき。 	<p>○ 様々な御意見をいただいているところですが、住宅宿泊事業を営もうとする方の負担を可能な限り軽減することが望ましく、住宅の図面は手書きのものであっても、「台所」「浴室」「便所」「洗面設備」の場所等の必要な事項が明記されていればよいと考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊事業の届出書に添付を求める書類について、 	<p>○ 様々な御意見をいただいているところですが、住宅宿泊事業</p>

	<p>各自治体が条例により必要と定めた書類を追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の添付書類として、消防法令適合通知書の添付を求めるべきではないか。 ・ 個人が住宅宿泊事業者となることを踏まえ、添付書類は可能な限り簡略化して最低限のものとし、登記事項証明書については不要とすべき。 ・ 届出などの手続については、届出を行う者の利便に最大限配慮し、インターネットによるオンライン手続を原則とすべきである。さらに、インターネットによる適時のサービス提供のメリットを阻害しないよう、届出を行えば直ちに住宅宿泊事業を実施することができるよう制度設計すべきである。 ・ 届出書添付書類として「登記事項証明書」が挙げられているが、登記事項証明はインターネットによって取得したデータ（PDF ファイル）でも良いとすべきである。 ・ 転貸の承諾書の提出に代えて、転貸が契約に違反しない（禁止されていないか、又は承諾が存在する）旨を誓約する書面をもって足りるものとすべきである。すなわち、届出とは形式上の要件を具備しているかのみを行政庁が確認する制度であるところ、法律の専門家ではない窓口担当者が当該承諾書の文言により法的に必要なかつ十分な承諾がなされているかを適切に判断するのは実 	<p>を適法に実施することが可能であることを確認するための書類の提出をいただくことは必要である一方、住宅宿泊事業を営もうとする方の負担を可能な限り軽減する必要があると考えていることから、省令に定める書類の提出を求めることとしますが、届出の手続きを含め、詳細についてはご意見等を踏まえてガイドライン等において示していく予定です。</p>
--	---	---

	<p>務的に困難であり、また、そもそも契約上転貸が許容されている場合を含め、転貸の承諾の存否という私法上の契約適合性まで確認することは、上記届出の形式審査の性格になじまない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「転貸の承諾や規約で住宅宿泊事業が禁止されていない旨」とは事実として届出時点において禁止規定がない旨を表明すれば足りるものとするべきである。 ・ 「住宅が賃借物件である場合の転貸の承諾書」及び「住宅が区分所有建物である場合には規約の写し（規約に住宅宿泊事業に関して定めがない場合は管理組合に禁止する意思がないことを確認したことを証する書類）」については、過度に書類を要求している。 ・ 管理組合において「禁止決議がないこと」については、届出者が何らかの方法で確認したことを宣誓する書類等で足りることとすべき。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出に係る手数料については定めがないが、都道府県ごとで手数料が設定されることはあるのか。 	<p>○ 住宅宿泊事業の届出に係る事務に関する手数料については、地方自治法第 227 条の規定に基づき、各地方公共団体が判断されるものと考えておりますが、本法第 3 条の「届出」とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為であって、事業開始の許可等の処分を求める性格のものではないため、地方自治法第 227 条に規定される「特定の者のためにするもの」とは解されないものと考えており、届出に係る手数料を設定することは困難ではないかと考えております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊事業の届出の際に、生活の本拠ではないが、居住のために随時利用する家屋であることはどのように確認するのか。単なる空き家は認められないということか。具体的にどのような書類で確認できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省令において、「当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類」と規定します。また、当該書類等の具体的内容について、ガイドライン等において示していく予定です。
	<ul style="list-style-type: none"> 既存の住宅を使用し住宅宿泊事業を営む場合、建築基準法第 87 条に基づく用途変更による建築確認申請等の手続が不要となる可能性が高い。通常、住宅をホテル・旅館へ転用する場合は、これらの手続のなかで都市計画との整合を確認することになるが、(住宅宿泊事業法に基づく日数制限ではなく) 都市計画法に基づく特別用途地区及び建築基準法に基づく条例により、特定の地域において住宅宿泊事業を全面的に規制したとしても、建築基準法上の手続が不要となる可能性が高いため、住宅宿泊事業法第 3 条に基づく届出の際に都市計画との整合を確認する必要がある。 「住宅宿泊事業法施行規則」において、「届出の記載事項」または「届出に添付する書類」に「その他、都道府県知事（保健所設置市については市長）が定める事項」を記載する等、都市計画その他市条例等で規制することも想定した政省令としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画法に基づく特別用途地区及び建築基準法に基づく条例により、特定の地域において住宅宿泊事業を禁止している場合には、当該事業を実施することはできなくなりますが、これは当該自治体で把握しているはずの情報であるため、申請者に記載させる事項にはなじまないものと考えています。このため、例えば、住宅宿泊事業の指導・監督を行う都道府県の部局と市町村の都市計画部局との情報共有に係る連携を促進することができるよう、システムの構築等を進めていきたいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊事業の届出を受理し、届出番号を交付するまでは、事業を開始できないものとして解してよいか。届出の不備確認等には一定の期間を要するものと思うが、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出番号の交付なしには標識の掲示ができないことから、届出番号が交付される前に事業を開始した場合には罰則等の対象となります。なお、届出の形式的不備の確認については、届出が

	<p>届出受理から標識の交付までの期間はどの程度まで見込んでよいか。</p>	<p>なされ次第速やかに行う必要があります、確認後は速やかに届出番号の交付を行うものと考えます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情窓口（苦情の申入れ先や苦情担当者等）の周知を義務付ける規則が必要であると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本法において、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならないこととなっています。また、各自治体においても、苦情窓口を設けるとともに、その周知が図られることが望ましいと考えております。 ○ なお、国においても、住宅宿泊事業法に係る一元的な苦情相談等窓口を設ける予定であり、これについてもしっかりと周知を図っていきたいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理規約に住宅宿泊事業を認める、認めない旨を載せることを知らない人が多い。しっかりと周知してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅宿泊事業法の成立に伴い、本年8月29日付けでマンション管理規約のひな型である「マンション標準管理規約」を改正し、地方公共団体や管理会社等の団体を通じて管理組合への周知を行うとともに、公益財団法人マンション管理センターが主催する「マンション標準管理規約改正についての特別セミナー」の開催などを通じて、管理組合向け周知を行っているところで
<p>【法第5条 関係】衛生 の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省令で定める事項は1人当たりの面積と、定期的な清掃・換気だけであるが、年1回でも定期的ともとれる。より具体的に示す必要があると考える。 ・ 清掃・換気だけでなく、寝具の取扱いや防虫措置、レジオネラ症対策など、具体的に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レジオネラ症対策など公衆衛生等の観点から最低限必要な項目については、今後ガイドライン等でお示ししてまいります。 ○ 清掃・換気の頻度については、科学的な根拠を示すことが難しく、旅館業の構造設備基準の規制全般についてゼロベースで見直すべき（公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明しうる必要最小限のものとするべき）との規制改革推進会議での議論も踏ま

		え、定性的にお示ししています。
	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の定義は、3.3㎡以上となっているが、押入を除く等の床面積の具体的な考え方を示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室の床面積は、宿泊者が利用しうる部分の面積を指します。これには、押入、床の間等の通常宿泊者が利用できない部分は含まれませんが、客室に附属する浴室、便所、板間等は含まれます。
【法第6条 関係】安全 の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止の観点から、一般住宅と同等の火災報知器の設置を追加してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出住宅における火災警報器は消防法令に基づき対応されるものと承知しております。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常用照明器具の設置について、コストが高いため、義務化すべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出住宅は1年で180日以下の宿泊日数になるものの、部屋の構造を熟知していない宿泊者が滞在することを想定し、最低限の安全確保のための措置が必要です。そのため、本法において、家主不在の場合等には、非常用照明器具の設置等の措置を講じることとしております。
【法第7条 関係】利便 性・快適性	<ul style="list-style-type: none"> 「外国語」については英語での案内をすればそれで足りるとの理解でよいか。中国語だけ、韓国語だけなどいずれかの外国語案内をすれば、それでも足りるか。外国語の範囲を明確にしてほしい。 「外国語」とは何語を指すか。例えば、大田区特区民泊では対応すべき言語種別を届け出ることとされているが、住宅宿泊事業でも対応言語を事前に届け出ることを要するか。 外国語については、利用する宿泊者の状況に応じて言語を住宅宿泊事業者が選定できるようにし、利用のない外国人の言語まで義務付けないようにすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な御意見をいただいたところ、これらを踏まえ、外国語による案内等についての詳細な運用について、ガイドライン等において示していく予定です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語を用いて、届出住宅の設備の使用方法に関する案内や表示を用意することは、管理業務の委託を要する場合（いわゆる家主不在型）においてはともかく、管理業務の委託を要さない場合（いわゆる家主居住型）においては、住宅宿泊事業者自らが、当該外国人観光旅客たる宿泊者に対し、直接に案内を行うことで対応することが可能であるため不要である。したがって、管理業務の委託を要さない場合は外国語での案内や表示を用意しておくという義務を免除すべきである。 ・ 外国語を用いた情報提供としてパンフレット等の印刷物を用意する必要があるか。 ・ 「案内」は対面又はそれに準じる方法であることを要するか。例えば、外国語による説明書面を電磁的方法（電子メール等）で事前交付することでも足りるか。 	
<p>【法第8条 関係】宿泊 者名簿の備 付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1項の「正確な記載を確保するための措置」に本人確認が必要であることを読み込む余地があるが、この点について見解を伺う。 ・ 旅館業法施設については、玄関帳場等での対面確認が事実上義務付けられているため、住宅宿泊事業法でも、本人確認は、当該宿泊施設内において必ず対面で行うことを義務付けること。 ・ 旅館業施設に対しては、外国人旅行者の宿泊の際、旅券の写しを徴収するよう厳しく指導されています。住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅宿泊事業法においては、省令において、「宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成」することとしており、ガイドライン等において、当該措置として、本人確認を行うことが必要である旨を記載する予定としております。 ○ 宿泊者が日本国内に住所を有しない者である場合の本人確認の方法については、旅館業法における取扱い同様、宿泊者が施設

	<p>宿泊事業の場合、よりその徹底を図る必要がある業態と考えられるので、少なくとも旅券原本の提示を義務づけすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅券のコピーの保管を義務付けるべき。旅券番号だけでは偽造なのかわからない。 ・ 住宅宿泊事業者及び住宅管理業者並びに宿泊者の負担軽減の観点から、宿泊者が日本に住所を有しない外国人であるときで、当該住宅宿泊事業者又は住宅管理業者がパスポートをスキャン又は複写することができる装置を備えている場合にあつては、住所及び職業の記載を要しないこととされたい。 ・ 本人確認の手法については、本来は事業者もしくは管理者が常駐し対面確認をするのが基本だと思いますが、それに代わる手段としては、電磁的な方法で顔認証が行えるようなカメラなりを設置し宿泊者全ての確認、事前に送付されたパスポート照合を行うことによって、ドアが解錠できる装置の装着が必要と考える。 	<p>を利用する前に、旅券の提示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存することと考えております。なお、これにより、当該滞在者に関する滞在者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替しても差し支えないものと考えております。</p> <p>○ また、本人確認については、特区民泊における取扱い同様、対面又は対面と同等の手段により行われる必要があり、適切な本人確認方法の考え方についてガイドライン等で示していく予定です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者名簿に記載する事項として、氏名及び住所があれば宿泊者を特定するに十分であり、職業は不要であることから、記載事項として職業の記載を義務付けるのは過度な規制である。 	<p>○ 旅館業法第6条第1項において、宿泊者名簿の記載事項として職業が規定されているところであり、住宅宿泊事業法においても第8条第1項においても同様の扱いとすることが適当と考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者名簿の記録方法については、電磁的な方法による記録も可能となるように明示していただきたい。 	<p>○ 御意見も踏まえ、省令において、電磁的な方法による記載を可能となるよう明示します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者名簿の記載内容は個人情報に該当するが、その保護のための具体的な措置についても、届出義務の内容に含めるべきである。 	<p>○ 御意見のとおり、宿泊者名簿の記載内容は個人情報に該当するものですので、その取扱いについては、住宅宿泊事業者、自治体等関係者に適切に周知等を行うなど、十分に留意していきたいと考えております。</p>
【法第9条関係】宿泊者説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面で本人確認を行わない場合、説明も対面では行われなため、書面の備付だけでは全く読まれない可能性がある。火災に関しては、防止のために配慮すべき事項のみでなく、火災発生時の初期対応についても説明事項に加えるべき。 	<p>○ 御意見のとおり、火災発生時の初期対応については、ガイドライン等に記載する方向で検討していきたいと考えております。</p>
【法第10条関係】苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情や問い合わせ等への迅速かつ適切な対応を具体的に省令に明記するべき（管理者は、15分以内に駆けつけなければならない等）。 	<p>○ 苦情内容等によって必要な対応は異なるものとなるため省令で一律に定めることは適当ではないものと考えており、具体的な考え方についてはガイドライン等において示すこととしております。</p>
【法第11条関係】管理者への委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一時的な不在」の具体例を示してもらいたい。 ・ 「家主不在型」でも、住宅宿泊管理者に対して、常時滞在すること等の義務は課されていない。加えて、「家主居住型」の届出を行った本人が不在でも、家族ぐるみでおもてなしをしていれば、家族のメンバーにより適正な宿泊の管理が可能である。「家主居住型」の範囲が狭くなり、病気の治療、子育て・介護と仕事の両立、高齢者の就業促進といった働き方改革の推進や、地方経済の活性化を妨げないよう、日常生活を営む上で支障が生じない現実的なルールとなるように強く要望する。（多数意 	<p>○ いただいた御意見を踏まえ、省令では、「日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在」と規定し、具体的な時間等については、ガイドライン等において示していく予定です。</p>

	<p>見)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「一時的な不在」の範囲を定めるにあたっては、これを不必要に狭く定めることにより住宅宿泊事業者の日常生活に支障を来すことのないように留意する必要があると考える。住宅宿泊事業者が日常生活を送る上で生じる通常生じうる範囲の不在（例えば、通勤、通学、子ども送迎、通院、買い物など）は、「一時的な不在」に含まれるべきであると考ええる。・ 予期せぬ傷病又は冠婚葬祭等の理由によって一時的でない不在が緊急に生じてしまうことが考えられるが、その場合にまで住宅宿泊管理業者に委託等を行うことは極めて非現実的かつ不合理であると考ええる。・ 住宅宿泊管理業務の内容に鑑みれば、仮に不在時間が一定程度長くなったとしても、状況次第（例えば、携帯電話等により適宜連絡が取れる状態にある場合など）では、かかる業務を適切に実施できる場合も十分想定しうることから、これらの場合も委託を要さない場合に含まれるべきであると考ええる。・ 「一時的な不在」には、適切な住宅宿泊管理業務の実施に支障を生じる恐れがないと認められる程度の短期間の臨時的・暫定的な不在を指すものと理解できる。やむを得ない緊急の用事や冠婚葬祭などは、短期間の不在に該当するものと理解できる。	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な不在とされるものを定めるにあたっては、わずか数十分や1～2時間といった極端に短い時間ではなく、衛生や安全の確保等において問題の無い範囲とすべきである。具体的には、住宅宿泊事業者が仕事等で日中不在とする程度の時間は一時的な不在として扱うべきである。 ・ 管理事業者への委託が義務付けられる不在型民泊の範囲が不当に広くならないようにするため、住民票所在の自宅であれば出勤等により外出することがある場合であっても、原則として「一時的な不在とされるもの」に含めることとすべき。 ・ 一時的な不在とはどれくらいなのか？管理者は旅館業のようにお客様の滞在時間は常駐すべきであり最低でも3分以内に到着できる場所にいななければいけない。火事や地震等の災害が起きた時に対応できない。特に外国人の宿泊の際は尚更である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合」の判断にあたっては、「自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅との距離」以外の事情も広く考慮されるべきであると考える。 ・ 同一敷地内の母屋を生活の本拠とする住宅宿泊事業者が離れにいて住宅宿泊事業を実施する場合にも住宅宿 	<p>○ いただいた御意見を踏まえ、省令では、「住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき（住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。）」と規定し、より具体的には、ガイドライン等において示していく予定です。</p>

	<p>泊管理業者への委託が必要となる等、委託が不要となる場面が狭すぎるように思われる。施行規則の策定にあたっては、「生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の建物敷地内にある場合等」という基準のうち、「等」の部分についてより詳細かつ妥当な範囲まで委託が不要な場合を広げるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を要さない場合としては、本来は物理的な距離如何に関わらず、住宅宿泊事業者が適切に管理できる場合は委託を要さないはずである。「住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の建築物内にある場合」以外にも、例えば母屋と離れがある住宅で離れに人を宿泊させる場合や住宅宿泊事業者の自己の生活の本拠から数時間以内に行ける範囲の届出住宅についても、住宅宿泊事業者の管理圏内であり、住宅宿泊管理業者に管理を委託する必要性はないと考える。 ・ 「住宅宿泊管理業務の委託を要さない場合、宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同じ建築物内にある場合等とする」とされているが、建築物内にある場合等には、離れなどの同じ敷地内の場合も含まれるのか。 	<p>○ 御意見のとおり、いわゆる「離れ」についても、住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の敷地内にあるものとして、含まれると考えております。</p>
【法第 1 2 条関係】 仲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅宿泊事業者に住宅宿泊仲介業者や旅行業者に対する届出番号の通知を義務付ける法律上の根拠は何か。 	<p>○ 法第 7 0 条に「この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令、国土交通省令又は厚生労働省令で定める。」</p>

<p>介業者への委託</p>		<p>と規定されています。法第12条の規定による委託を行うに際し、住宅宿泊事業者が届出番号の通知を行うことによって、住宅宿泊仲介業者が物件の適法性の確保を図ることが必要なため、本法の円滑な実施のために必要な規定と考えております。</p>
<p>【法第13条関係】標識の掲示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識の掲示について、場所の具体例はあるか。区分所有建物の場合は住戸扉周囲かエントランス部分か。標識の発行の流れはどのようなものか。 ・ 標識の様式は、周辺住民がわかりやすいよう、家主同居型でも不在型でもできるだけ同じ様式が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標識の掲示場所については、玄関等を想定しておりますが、頂いたご意見を踏まえ、標識の掲示についての詳細は検討の上、ガイドライン等において示していく予定です。 ○ 標識に関しては、いただいたご意見の通り、家主居住型、不在型に関わらず、周辺住民へのわかりやすさ及び匿名性の排除の観点から、類似のピクトグラムを取り入れた様式とすることとします。
<p>【法第14条関係】定期報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅宿泊事業者による宿泊日数等の定期報告について、2ヶ月に一回ではなく、1ヶ月に1回とするべき。 ・ 住宅宿泊事業者による宿泊日数等の定期報告について、2ヶ月に一回ではなく、3ヶ月以上に1回とするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅宿泊事業には年間180日という実施日数の制限があり、その遵守状況の確認の必要があることから、住宅宿泊事業者等の事務負担も考慮し、定期報告の頻度について2ヶ月に一回が適切であると考えております。
<p>【法第18条関係】条例の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域及び期間の指定について、より具体的に示すべきではないか。また、「生活環境の悪化」「特に必要」「宿泊に対する需要の状況」についても、具体的に示してほしい。 ・ 条例で定めることができる実施期間の制限事由やその限度等は法第18条に規定する範囲を超えてはならず、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域と期間の指定にあたっては、それぞれの地域の実情を踏まえるべきものであり、全国一律の基準を定めるべきとは考えていないため、原案の通りとさせていただきます。

	<p>これを超える条例の規定は無効になると考えられる。地方自治体の混乱を避けるため、この政令の効果は、ガイドラインに予め明記されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定」の意味を明確にすべきである。 ・ 「住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定」する方法として許されない場合を明確にすべきである。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域・期間だけでなく、営業形態（家主居住型、家主不在型）による制限についても可能とすべきではないか。 ・ 「家主居住型」（ホームステイ含む）と「家主不在型」を区別せずに制限することで、民間外交の潮流を遮ることがないよう、新法の柔軟な運用が必要。しかし、条例による住宅宿泊事業の制限について、「家主居住型」と「家主不在型」に対し異なる制限を設けることが可能であることについて、法律上明らかではない。本法の趣旨である「観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進」できるよう、「家主居住型」と「家主不在型」とを区別して制限することが可能である旨示してもらいたい。 ・ 政令において、住宅宿泊事業の実施の期間を制限する場合、家主居住型の場合は、家主不在型に比して住宅宿泊事業の実施を制限する必要性を厳格に判断されなけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例による住宅宿泊事業の制限については、基本的には、本法では登録された住宅宿泊管理業者への委託義務等により、家主不在型であっても、家主居住型と同様に事業の適正な運営の確保が図られていることから、家主居住型と家主不在型を区分することは適切ではないものと考えております。 ○ ただし、例えば、家主不在型の民泊の急激な増大に起因して生活環境が悪化するような特別な場合など、合理的に認められる限度において、類型ごとに制限することまでを否定するものではないと考えております。 ○ その他、「区域」や「期間」の考え方等について、ガイドライン等で示していく予定です。

	<p>ればならないことを明記するほか、住宅宿泊事業の実施を制限することができる期間についても、両者に差を設けることができることを明記するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅宿泊事業の実施の制限については、いわゆる「家主居住型」と「家主不在型」を区別して運用されたい。 ・ 「区域の指定」として、地方公共団体全体を指定することは許容されない旨を明確にすべきであること。 ・ 「区域の指定」として、住居専用区域を指定することは許容されない旨を明確にすべきであること。 ・ 「区域の指定」として、景観規制地域や別荘地であるとの理由で指定することも許容されない旨を明確にすべきであること。 ・ 「期間の指定」を需給調整目的で行うことは許されないことを明確にすべきであること。 ・ 「期間の指定」として、オフシーズンは住宅宿泊事業を禁止し、オンシーズンにのみ許容する条例は許されないことを明確にすべきであること。 ・ 条例による区域及び期間の制限が生活環境の悪化の防止のために「特に必要」な場合に限定されることについて、本基準の趣旨に反する広範な制限がなされないよう自治体に対して技術的助言を行うことに加え、条例の制定状況を政府として注視すべき期間の指定について、「宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して」と 	
--	---	--

	<p>いう文言では、需給調整のための制限を認める（例：宿泊需要が少なく旅館等の稼働率が低い時期の民泊の禁止）という誤った解釈がなされる可能性があるため、同文言は削除すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月8日の参議院付帯決議5にある「生活環境の維持保全や地域の観光産業の育成・促進の必要性など、それぞれの地域の実情や宿泊ニーズに応じた住宅宿泊事業の制度運用が可能となるよう、十分な配慮を行うこと。」とあるが、政省令には「観光産業の育成・促進」の部分が反映されていない。 ・ 地方創生に資する地域の主要産業としての観光産業の成長を後押しする観点から、各地方公共団体の条例の規定が上乘せや横出しとならないよう、厳格な運用を担保する規定ぶりとされたい。 ・ 住宅宿泊事業が観光客と地域をつなぐ接点、地域を知る機会につながる重要なインフラとなりうる点、長期滞在や移住の促進につながりうる点にかんがみ、法令の趣旨を超えた解釈の余地のないよう、ガイドライン等においてその旨記載し、周知徹底されたい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第18条は、住宅宿泊事業を実施する期間のみを制限することを許容した規定であり、住宅宿泊事業の期間以外の事項について条例で制限することはできないと理解できる。御庁の理解との齟齬如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政令において、「法第十八条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。」と規定しております。 ○ 御意見のとおり、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の

	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊事業の実施期間の制限を定める条例の制定主体として、都道府県又は保健所設置市のみを記載しているため、他の自治体は条例によって住宅宿泊事業を規制することができないと解するべきである。 	<p>制定主体とは、都道府県又は保健所設置市等（「等」は特別区）に限られます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊事業を実施する期間を0日とすることは可能か。0日規制が可能でない場合、政省令もしくはガイドライン等に明確に記載すべきである。 住宅専用地域での営業日数は最大「0日」までの制限を認めるべき。 	<p>○ 本法は、住宅宿泊事業を適切な規制の下、振興するという側面を持つものであり、本法に基づく条例によって年間全ての期間において住宅宿泊事業の実施を制限し、ゼロ日とすることは、本法の目的を逸脱するものであり、適切ではないと考えております。これらの考え方については、ガイドラインに記載する方向で考えております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が条例を制定しようとする場合、当該区域内における市区町村の意見を聴取する際に、議会の意見も聴取されることが必要と考える。この旨、明示いただきたい。 	<p>○ 御意見を踏まえ、都道府県等が法第18条の条例を制定しようとする場合、当該区域内における市区町村の意見を聴取する際に、議会の意見も聴取されることが望ましい旨について、ガイドライン等に示していく予定です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の意見聴取を行う法令上の根拠を明らかにされたい。 施行規則案を読むと市町村の意見聴取手続を課すことの法令上の根拠は法第18条と理解できる。仮にそうでないとなれば、如何なる法令上の根拠の下に設けられた規定か。 	<p>○ 市町村の意見聴取については、法第70条の規定する「この法律の実施のための必要な事項」として規定しております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 民泊新法施行後に条例が制定される場合、制限される期間の予約を既に受け付けている可能性があるため、経過措置等により配慮がなされるべき旨の方針を自治体に周知すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般論として、経過措置等の特段の定めがない限り、施行日から対象事業者への制限は適用されるものと考えます。また、経過措置については、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量した上で各地方公共団体において検討される必要があると考えます。なお、法第18条に基づく条例の制定にあたっては、公布の前に十分な周知を図る等、届出しようとする者が事業の実施について適切に判断できるような情報提供等の配慮をすることが望ましいと考えており、この旨について、ガイドライン等において示していく予定です。
【条例関係】	<ul style="list-style-type: none"> 省令で定める措置以外のものを、都道府県等が条例で独自に定めることが可能なのか。また、可能である場合、具体的にどのようなものであれば可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本法は規制・振興の両面を有するものであり、事業者の経済活動を不必要に制限しないよう配慮しつつ、外部不経済の抑止を図る制度設計をしております。 ○ このため、事実上の営業規制となるような過度の規制は法の目的を逸脱するものと考えられます。 ○ いずれにしても、条例制定の適法性については個別の事例に即して判断されるものと考えられます。
【法第22条関係】住宅宿泊管理業の登録	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊管理業の登録は、法人ごとの登録か、営業所ごとの登録か。 政令で定める額の手数料について、事業者にとって過度な負担とならない様必要最小限に定めて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録の申請は住宅宿泊管理業を営む個人又は法人ごとに行いますが、申請の際にはすべての営業所又は事務所を届出事項として登録申請書に記載することを規定しております。 ○ 住宅宿泊管理業の登録の更新に係る手数料は、登録の更新1件に要する人件費等の実費を勘案して、必要最小限の額として

		います。
【法第23条関係】登録の申請	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省における賃貸住宅管理業の登録を済ませている法人等について、住宅宿泊管理業者の登録・更新の手続を免除か簡略化される様にして頂きたい。 	○ 登録申請者が賃貸住宅管理業者等である場合には、登録申請の際に一部の添付書類の提出を省略できる旨をガイドラインで明記し、省略が可能な書類を具体的に列記することを予定しております。
【法第25条関係】登録の拒否	<ul style="list-style-type: none"> 省令案における「住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制」について、明示いただきたい。 (例：宅地建物取引の免許を有する者、賃貸住宅管理業の登録を受けた者、マンション管理業の登録を受けた者など) 管理業を行おうとする地域に対応できる人員及び組織体制の可否が問える明確な基準を作り、即応体制等をしっかり確認した上で登録することが不可欠と考えます。 	○ 「住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制」については、宅地建物取引業の免許を有する者、賃貸住宅管理業の登録を受けた者、マンション管理業の登録を受けた者などであることのほか、常時苦情への応答が可能であること等を想定しており、ガイドラインにおいて具体的に示すことを予定しております。
【法第31条関係】誇大広告等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 誇大広告をしてはならない事項（住宅宿泊管理業者の責任に関する事項、報酬の額に関する事項）について、より明確に示していただきたい。誇大広告の要件に関する事項については、ガイドライン等の明示をもって、できる限り具体かつ詳細に明示いただきたい。 住宅宿泊管理業者の責任に関する事項、報酬の額に関する事項等参考に来るものがないため、最初からガイドライン等を作成し明確に示して欲しい。 	○ 誇大広告をしてはならない事項については、住宅宿泊事業法施行規則において、住宅宿泊管理業者の責任に関する事項、報酬の額に関する事項、管理受託契約の解除に関する事項を規定しております。それぞれの事項について、誇大広告に該当し得る具体例をガイドラインで提示することを予定しております。
【法第32条関係】	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊管理業の委託件数の制限はあるのか。例えば従業 	○ 住宅宿泊事業法施行規則において、「届出住宅の所在地その他

<p>【条関係】 不当な勧誘等の禁止</p>	<p>員1名に対して委託される数が100施設の場合は実際の管理は不可能と思われるため、従業員数に対しての施設数等の基準を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊管理業の委託を受ける施設と営業所が遠方の場合、実際の管理は不可能と思われるが、委託を受ける施設と営業所の距離制限はあるのか。 	<p>の事情を勘案して、住宅宿泊管理業務の適切な実施を確保できないことが明らかであるにもかかわらず、管理受託契約を締結する行為」を禁止しております（法第32条第2号に規定する行為）。営業所の距離や従業員数について一律に定めることは業務の一部再委託による対応等事業の柔軟な運営を妨げるおそれがあることから、適切ではないものと考えております。</p>
<p>【法第33条関係】 管理受託契約の締結前の書面の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「管理受託契約に係る書面及び住宅宿泊仲介契約に係る書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合の手続として、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならない旨の規定を設ける。」とあるが、当該承諾について旅行業法施行令第1条同様、「電磁的方法による承諾」が認められるべきである。 ・ 施行令案は、管理受託契約に係る書面等に記載すべき事項について電磁的記録の方法による提供を行う場合、当該相手方に対して、あらかじめその用いる電磁的方法の種類及び内容を示して承諾を得なければならない旨の規定を設けることとしているところ、以下の理由から、当該承諾についても電磁的方法が認められると理解できる。御庁との理解との齟齬如何。 ・ 「書面の交付に代えて用いることができる電磁的方法は、送信者から電気通信回線を通じて受信者に記載事項 	<p>○ 住宅宿泊事業法施行令においては、当該承諾を「書面又は電磁的方法により受けなければならない」と規定しており、ご指摘の通り電磁的方法により行うことが認められます。</p> <p>○ 住宅宿泊事業法施行規則においては、当該電磁的方法として、記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者</p>

	<p>を送信し、受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法等とする。」とあるが、インターネットのブラウザ上の画面で表示させることはこれに含まれるかについて明らかにされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則案 3-2 (12) には、「書面の交付に代えて用いることができる電磁的方法は、送信者から電気通信回線を通じて受信者に記載事項を送信し、受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法等とする。」とある。かかる「方法等」には、インターネットのブラウザ上の画面で表示させる方法が含まれると理解できる。御庁との理解との齟齬如何。 	<p>の電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法を規定しています。ブラウザ上の画面に表示された記載事項を受信者がファイルに記録する事が可能であれば、ご指摘の方法も当該電磁的方法に含まれます。</p>
【法第 3 5 条関係】住宅宿泊管理業の再委託の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊管理業の再委託（住宅宿泊事業法第 3 5 条）の全部委託は禁止とされているが、再委託の具体的な範囲を示してほしい。 	<p>○ 一括再委託の禁止の対象は住宅宿泊事業者から委託を受けた住宅宿泊管理業務であること、複数の事業者に分割して委託し自らは一切住宅宿泊管理業務を行わないことは認められないなど、一定の考え方をガイドライン等において示していく予定です。</p>
【法第 4 7 条関係】登録の申請	<ul style="list-style-type: none"> 域外適用を主張し世界すべての国（異なる文化圏・言語圏）の個人及び法人を対象とするものであり、また、違反した場合は刑事罰の対象にもされていることに鑑みれば、その様式に使用される言語については日本語のみならず、最低限、英語による様式も定めるべきと考える。 	<p>○ 登録申請書の記載内容については、アルファベットでの入力等も想定しておりますが、住宅宿泊仲介業者の登録申請をしていただくにあたっては、日本に所在する住宅の仲介を適切に実施していただく必要があること等から、しっかりと日本語を理解していただく必要があるものと考えております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> また、様式のみならず記載内容についても、日本語に加えて英語で記載されているものも受け付けられるようにするべきと考える。 	
【法第49条関係】 財産的基礎	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊仲介業を遂行するために必要と認められる財産的基礎の基準は、負債の合計額が資産の合計額を超えないことではなく、負債の合計額が資産の合計額の三分の二の額を超えないこととするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本法は、健全な民泊の普及を図るという趣旨を有するものであることから、財産的基礎の基準については、新規参入や事業の円滑な運営等に支障をきたさない程度のものすることが適当であるとともにも過剰な規制を避けるべきであるとの観点から、負債の合計額が資産の合計額を超えないこととするのが適当であると考えております。
【法第56条関係】 住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示は、需給の状況に応じて料金を変動させる仕組み（ダイナミックプライシング）の導入といった機動的な事業運営を難しくする等の問題がある。 また、OTA ガイドラインに沿って、約款等ではなく申込み完了前の段階において料金が表示されていれば足りるものとするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅宿泊仲介業務に関する料金は、宿泊者及び住宅宿泊事業者にとって明確であることが大切であるため、定率、定額その他の方法により定められるべき旨を省令に規定する予定です。また、料金の公示は、法第56条第1項に基づくものであり、同条第2項においては、公示した料金を超えて料金を収受してはならないこととしているのみであることから、この趣旨に鑑み、料金の上限を定めることで足りるものです。 ○ なお、OTA ガイドラインにおいては申込み完了前の段階における料金表示を求めています。そもそも、旅行業法第12条第1項においては取扱い料金の掲示をしなければならないこととされております。
【仲介業全般関係】 違法民泊仲介	<ul style="list-style-type: none"> 違法民泊がなくなるよう法律施行時に仲介事業者のサイトから違法物件の削除を義務化すべき。 仲介サイトには住所や届出番号を記載させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本法においては、仲介業の登録の拒否事由として、住宅宿泊仲介業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのある者を規定（法49条1項6号）しており、今般、届出済みの物件であるこ

<p>対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊仲介契約の締結前の説明事項に、住宅宿泊事業者の届出番号等を入れるべきではない。 	<p>との確認を怠る行為をしている者を位置づけることとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仲介サイトにおける情報の記載方法等の詳細については、今後検討の上ガイドライン等において示していく予定です。 ○ また、仲介サイトの利用者が予約しようとしている物件が合法なものであることを確認できるようにするため、住宅宿泊仲介契約の締結前の説明事項に、住宅宿泊事業者の届出番号等を含めることが適当であると考えております。
<p>【その他全般関係】経過措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宿泊事業法の経過措置規定により、法施行に先立って仲介事業者による登録申請等が可能となっているところ、仲介事業者が自社サイトに届出物件を掲載し、宿泊予約を受け付けることが可能であることを政令による経過措置規定の整備等により明確化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅宿泊事業法附則第2条による準備行為の対象は仲介事業者による登録の申請までであり、その際の登録は施行日に行われる前提とされていることから、施行日以後の宿泊予約の受付、決済を行うことは仲介業務そのものであるため、施行日以後に行われるべきものです。 ○ なお、届出物件をサイトに掲載すること自体は仲介業務に該当しないことから可能であるとともに、既に旅行業法上の登録を受けていれば、予約（契約）行為も可能です
<p>【その他全般関係】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務を行う自治体に適切な財政措置を行うべき。 住宅専用地域では絶対に民泊を認めるべきではない。安心安全をいまさら訴えるつもりはないですが、あたりまえに快適に生活する権利があります。不特定多数の外国の方々が日替わりで生活圏に立ち入ることには不安を感じますし、少数だとは思いますが良からぬ人達もいる訳で、例えば小児性愛者により子供たちが被害にあう 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急速に拡大するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていない、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていることや、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的として、住宅宿泊事業法が前通常国会で可決・成立し、本年6月16日に公布され、公布から1年以内に施行されることが決定されております。

	<p>なんてことがあったら行政の責任は？責任ある行政の仕事を期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制が無さすぎかと。犯罪の巣になるのは間違いないです。なにを焦って法案を作ってるのか分かりませんか？安心と安全な日本を願います ・ 民泊の制度はまだ法整備が整っていない状態で今後どうなっていくかもはっきりしない部分があり無許可で民泊を行う等、非常に危険な行為の事例もあります。 民泊に関する正しい知識を身につけて正しい資格者が行うことが求められる体制であれば全国で必要となるビジネスであるとも言えると思います。 ・ 民泊の騒音の目安は何？自治体の保健所や観光部署が担当することになるが、何の基準もなく指導もできないはずである。 ・ 窓口や電話での多言語対応できる人材を自治体で確保することは難しいと思うが、観光庁で専用窓口を設けるなどの対応をしてもらえるのか。 ・ いろいろ要望はございますが、最低限、事業者の匿名性を排除できる施策を講ずるようお願い申し上げます。 ・ 違法な住宅宿泊事業者や仲介事業者に対しては厳正な取締りが行われるべき。その際、国内外の事業者間で不平等が生じることがないようにすべき 	<p>今般のパブリックコメントにおいて、様々なご意見をいただいたところですが、今後、ガイドラインの作成や制度運営を進めていくにあたり、いただいたご意見に留意しながら取り組んでまいります。</p>
--	---	---